

平成30年5月17日(木)
仁比聰平議員(共産)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

1問 航空機の機長が、危険物であると疑われる又は危険物である運送品について、荷送人から通知された内容が不十分であることから、航空法第73条の2に基づき、そのような運送品を搭載したまま航空機を出発させることはできないと判断し、当該運送品を運送しなかつた場合には、運送人である航空会社は運送契約に関する債務不履行責任を問われることになるか、法務当局に問う。

(答)

- 1 個別の事案において、運送人が債務不履行責任を負うかどうかは、最終的には、運送契約の具体的な内容や個別具体的な状況に応じた司法判断に委ねられることとなるが、あくまでも一般論として申し上げれば、御質問いただいたような事案においては、運送人である航空会社は運送契約に関する債務不履行責任を負わないという結論となる可能性が高いと考えられる。
- 2 例えば、御質問いただいたような事案のように、危険物であると疑われる又は危険物である運送品について、荷送人から通知された内容が不十分であり、(機長を含む)航空会社からの確認要請にもかかわらず荷送人がこれに応じないことから、機長において、積載物の安全性を確認することができず、そのままでは航空機を出発させることができないと判断した結果、運送品が運送されなかつたという場合には、運送債務の不履行は、航空会社の責めに帰すべき事由によるものではなく、荷送人の責めに帰すべき事由によるものと評価され、航空会社は債務不履行責任を負うこととなることが考えられる。

(参考条文)

航空法

(出発前の確認)

第七十三条の二 機長は、国土交通省令で定めるところにより、航空機が航行に支障がないことその他運航に必要な準備が整っていることを確認した後でなければ、航空機を出発させてはならない。

航空法施行規則

(出発前の確認)

第一百六十四条の十五 法第七十三条の二の規定により機長が確認しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該航空機及びこれに装備すべきものの整備状況
 - 二 離陸重量、着陸重量、重心位置及び重量分布
 - 三 法第九十九条の規定により国土交通大臣が提供する情報（以下「航空情報」という。）
 - 四 当該航行に必要な気象情報
 - 五 燃料及び滑油の搭載量及びその品質
 - 六 積載物の安全性
- 2 機長は、前項第一号に掲げる事項を確認する場合において、航空日誌その他の整備に関する記録の点検、航空機の外部点検及び発動機の地上試運転その他航空機の作動点検を行わなければならない。

民法

(公序良俗)

第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

差し替え

(対大臣・副大臣・政務官)
5月17日(木)参・法務委

民事局 作成
仁比 聰平 議員(共産)

2問 契約という形式を取りながら、民間の運送人に武器・弾薬等を運送することを強制し、その結果当該運送人が関係国から敵視されるような事態に陥ることを強要することはあってはならないと考えるが、契約とはそもそも締結することを強制されるものではなく、契約当事者の自由意思により締結されるものではないか、法務大臣に問う。

契約については、「何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる」との契約自由の原則が妥当する。そして、この契約自由の原則の内容には、契約を締結するかしないかの自由や契約の相手方を選択する自由が含まれている（注）。

そのため、一般論として申し上げれば、契約当事者的一方が政府機関である場合であっても、他の一方が契約の締結を強制されることはなく、契約を締結するか否かは、あくまでも当事者が自由に決められるべきものである。

（注）契約自由の原則は、古くから契約法の基本原則として広く承認されており、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による民法改正、いわゆる債権法改正により、明文化された。本文に述べた定義は、改正後の民法第521条第1項の規定によるものである。

【責任者：民事局 大野参事官 内線 ■ 携帯 ■】